(8)

計画に対するご意見をお寄せください

計画名 []は計画期間 第4期葛飾区高齢者虐待防止・ 養護者支援計画(素案)

[平成27~31年度]

高齢者虐待を防止するための区と関係機関の

役割、具体的な取り組みなど

第4期葛飾区障害福祉計画(素案) [平成27~29年度]

葛飾区障害者施策推進計画(見直し素案※) [平成24~29年度]

第6期葛飾区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(素案) [平成27~29年度]

※平成24年3月策定の計画を見直します。

障害福祉サービスなどの提供体制の確保や障 害者のための施策

高齢者の保健福祉に関する施策と3年間の介護 保険サービスの見込み量や介護保険料など

閲覧・意見募集期間

内容

12月10日(水)~27年1月9日(金)(必着)

閲覧場所

区政情報コーナー (区役所 3 階 304番)・福祉管理課 (区役所 3 階 311番)・福祉総合窓口 (区役所 2 階 201番)・区民事務所・区民サービスコー ナー・図書館(地区図書館・新宿図書センターを含む)・保健所・保健センター・ウェルピアかつしか(堀切3-34-1)・シニア活動支援センター (立石 6-38-11)・高齢者総合相談センター・男女平等推進センター (立石 5-27-1 ウィメンズパル内) 区ホームページからもご覧になれます。

意見の取り扱い

葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員 会に報告し、計画(案)の取りまとめの参考 にします。

葛飾区障害者施策推進協議会に報告し、計画 (案)の取りまとめの参考にします。

葛飾区高齢者施策推進委員会・葛飾区介護保 険事業審議会に報告し、計画(案)の取りま とめの参考にします。

お寄せいただいたご意見に対する区の考え方を公表します。ご意見をいただいた方への個別の回答はしません。

意見提出方法

ご意見と住所・氏名・電話番号を書いて、区ホームページからの電子メール、ファクス、郵送、持参。電子申請可。

提出先•担当課

〒 124-8555 葛飾区役所 高齢者支援課 ☎ 5654-8257 FAX5698-1531

〒 124-8555 葛飾区役所 障害福祉課 ☎ 5654-8262 FAX5698-1531 〒 124-8555 葛飾区役所 介護保険課 ☎ 5654-8246 FAX5698-1504

ご意見を持参する場合は、福祉総合窓口(区役所2階201番)へ。

障害のある方へ。サービスの印制はお資みで

申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 障害福祉課 **5654-8301**

自動車運転免許取得費用の一部補助

第1種普通自動車免許の取得のために、自動 車教習所などで教習を受けたときの費用の一部 を補助します。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▶身体障害者手帳1~3級をお持ちの方(ただし 内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る 障害は5級以上で歩行が困難な方)か、愛の 手帳1~4度をお持ちの方
- ▶本人の前年(1~6月に申請をする方は前々年) の所得税額が 400,000 円以下の方
- ▷区内に引き続き3カ月以上在住の方
- ▷他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▶自動車教習所を卒業または退所した日から3カ 月以内の方

【補助限度額】

対象者本人の前年(1~6月に申請をする方は 前々年)の所得税額によって異なります。

▷非課税の方 164,800円

▶所得税額 42,000 円以下の方 144,200 円

▶所得税額 42,001~400,000 円の方 123,600 円

自動車改造費用の一部補助

自らが所有し、運転する自動車の操向装置・ 駆動装置の一部を改造する場合、費用の一部を 補助します。本人(20 歳未満の方は扶養義務者) の所得制限があります。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳 1・2級 (上肢・下肢または体 幹に係る障害)をお持ちの方
- ▷区内に引き続き3カ月以上在住の方
- ▶他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▶自動車を改造した日から3カ月以内の方

【補助限度額】

133,900円

見守り型緊急通報システムの設置

無線通報押しボタン・火災感知器・ガス漏れ 感知器・生活リズムセンサーなどを自宅に取り付 け、異変があると区と契約している警備会社へ 通報されます。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷ 18 ~ 64 歳の方
- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1~3度 をお持ちの方、または東京都難病等医療費助 成の認定を受けている方
- ▶一人暮らしか重度障害者のみの世帯、または 日中(夜間)に重度障害者のみになる世帯

【費用】

利用者本人(20 歳未満の方は扶養義務者)の 住民税課税状況により費用負担があります。

▷非課税の方 無料

▶課税の方 1カ月当たり 1,680円

巡回入浴

区が委託した業者が、ご自宅に浴槽を持ち込 み、入浴のお世話をします。

【対象】

次の全てに該当する方

- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1~3度 をお持ちの方
- ▷在宅の方
- ▷家庭での入浴が困難な方

介護保険制度で入浴サービスが受けられる方 は利用できません。

【利用回数】

年間 40 回以内

【費用】

利用者本人と扶養義務者の住民税課税状況に より費用負担があります。

1回当たり 0~1,500円

寝具の乾燥消毒

区が委託した業者がご自宅へ伺い、布団など を引き取り、寝具の乾燥消毒を行います。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▷ 64 歳以下の在宅の方
- ▷身体障害者手帳1・2級か、愛の手帳1・2度 をお持ちの方
- ▷本人および家族などが障害などで寝具が干せ ない状態にある方
- ▷障害者のみの世帯または障害のある方を除く 同居家族が65歳以上の世帯

【乾燥消毒する寝具】

敷布団・掛布団・マットレス・毛布の各1枚 【実施回数】 月1回(9月のみ水洗い乾燥消毒) 【費用】 利用者本人(20歳未満の方は扶養義務 者) の住民税課税状況により費用負担があります。 ▷非課税の方 無料

▷課税の方 乾燥消毒1回当たり 90円 水洗い乾燥消毒1回当たり 210円

重度脳性まひ者介護事業

重度脳性まひの方に屋外への手引き・同行な どを行った家族の方へ手当を支給します。

【対象】 次の全てに該当する方を介護する家族 ▷ 20 歳以上の方

▷脳性まひによる身体障害者手帳1級をお持ちの方 ▶単独で屋外活動をすることが困難な方

次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ▶障害者総合支援法における障害福祉サービス (短期入所を除く)の支給決定を受けている方
- ▶障害者総合支援法における地域生活支援事業 の移動支援または地域活動支援センター事業 の利用決定を受けている方
- ▶介護保険制度における訪問介護・通所介護の サービスを受けている方

【支給額】 1回当たり 6,560円

(1日1回・月12回を限度とします)

区役所本庁舎開庁 月~金曜日/午前8時30分~午後5時